

平成23年 5月13日（金）

**日程第20 橋本伊都衛生施設組合議会議員
の選挙**

○議長（井上勝彦君）日程第20 橋本伊都衛生施設組合議会議員の選挙を行います。

この選挙は、組合規約第5条の規定により本市議会議員の中から4人の議員を選挙するものであります。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

橋本伊都衛生施設組合議会議員に山田君、上田君、田中君、井上の4人を指名いたします。

お諮りいたします。ただ今議長において指名いたしました4人を、橋本伊都衛生施設組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ご異議なしと認めます。

よって、ただ今指名いたしました山田君、上田君、田中君、井上が橋本伊都衛生施設組

合議会議員に当選されました。

ただ今、橋本伊都衛生施設組合議会議員に当選されました山田君、上田君、田中君、井上に本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

**日程第21 橋本周辺広域市町村圏組合議会
議員の選挙**

○議長（井上勝彦君）日程第21 橋本周辺広域市町村圏組合議会議員の選挙を行います。

この選挙は、橋本周辺広域市町村圏組合規約第5条の規定により、本市議会議員の中から4人の議員を選挙するものであります。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

橋本周辺広域市町村圏組合議会議員に上田君、土井君、石橋君、井上の4人を指名いたします。

お諮りいたします。ただ今議長において指名いたしました4人を、橋本周辺広域市町村

圏組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(井上勝彦君)ご異議なしと認めます。

よって、ただ今指名いたしました上田君、土井君、石橋君、井上が橋本周辺広域市町村圏組合議会議員に当選されました。

ただ今、橋本周辺広域市町村圏組合議会議員に当選されました上田君、土井君、石橋君、井上に本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

日程第22 伊都消防組合議会議員の選挙

○議長(井上勝彦君) 日程第22 伊都消防組合議会議員の選挙を行います。

この選挙は、組合規約第5条第2項、ただし書きの規定により、本市議会議員の中から議員1人を選挙するものであります。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(井上勝彦君)ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(井上勝彦君)ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

伊都消防組合議会議員に田中君を指名いたします。

お諮りいたします。ただ今議長において指名いたしました田中君を、伊都消防組合議

議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(井上勝彦君)ご異議なしと認めます。

よって、ただ今指名いたしました田中君が伊都消防組合議会議員に当選されました。

ただ今、伊都消防組合議会議員に当選されました田中君に本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

日程第23 伊都郡町村及び橋本市老人福祉施設事務組合議会議員の選挙

○議長(井上勝彦君) 日程第23 伊都郡町村及び橋本市老人福祉施設事務組合議会議員の選挙を行います。

この選挙は、組合規約第5条の規定により、本市議会議員の中から議員1人を選挙するものであります。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(井上勝彦君)ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(井上勝彦君)ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

伊都郡町村及び橋本市老人福祉施設事務組合議会議員に土井君を指名いたします。

お諮りいたします。ただ今議長において指名いたしました土井君を、伊都郡町村及び橋

本市老人福祉施設事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(井上勝彦君)ご異議なしと認めます。

よって、ただ今指名いたしました土井君が伊都郡町村及び橋本市老人福祉施設事務組合議会議員に当選されました。

ただ今、伊都郡町村及び橋本市老人福祉施設事務組合議会議員に当選されました土井君に本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

日程第24 伊都郡町村及び橋本市児童福祉施設事務組合議会議員の選挙

○議長(井上勝彦君) 日程第24 伊都郡町村及び橋本市児童福祉施設事務組合議会議員の選挙を行います。

この選挙は、組規約第5条の規定により、本市議会議員の中から議員1人を選挙するものであります。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(井上勝彦君)ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(井上勝彦君)ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

伊都郡町村及び橋本市児童福祉施設事務組合議会議員に阪本君を指名いたします。

お諮りいたします。ただ今議長において指名いたしました阪本君を、伊都郡町村及び橋本市児童福祉施設事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(井上勝彦君)ご異議なしと認めます。

よって、ただ今指名いたしました阪本君が伊都郡町村及び橋本市児童福祉施設事務組合議会議員に当選されました。

ただ今、伊都郡町村及び橋本市児童福祉施設事務組合議会議員に当選されました阪本君に本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

日程第25 和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長(井上勝彦君) 日程第25 和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

この選挙は、広域連合規約第8条の規定により、本市議会議員の中から1人の議員を選挙するものであります。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(井上勝彦君)ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(井上勝彦君)ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員に土井君を指名いたします。

お諮りいたします。ただ今議長において指名いたしました土井君を、和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(井上勝彦君)ご異議なしと認めます。

よって、ただ今指名いたしました土井君が和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただ今、和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました土井君に本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

総務委員会、経済建設委員会、文教厚生委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続審査及び調査について

○議長(井上勝彦君)この際、報告いたします。

総務委員長、経済建設委員長、文教厚生委員長及び議会運営委員長から、閉会中の継続審査及び調査申出書の提出がありましたので、事務局より配付いたさせます。

(職員 閉会中継続審査及び調査申出書配付)

○議長(井上勝彦君)配付もれはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(井上勝彦君)配付もれなしと認めます。

お諮りいたします。ただ今お手元に配付をいたしました申出書のとおり、委員会において審査及び調査中の事件につき、会議規則第104条の規定により、委員長申し出のとおり閉会中の継続審査及び調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(井上勝彦君)ご異議なしと認めます。

よって、委員長申し出のとおり、それぞれ閉会中の継続審査及び調査に付することに決しました。

○議長(井上勝彦君)以上で、本日の日程は終わりました。

これにて、本議会に付議された案件の審議は全部終了しました。

○議長(井上勝彦君)閉会にあたり、市長から発言の申し出がありますので、市長の発言を許します。

市長。

〔市長(木下善之君)登壇〕

○市長(木下善之君)閉会にあたりまして、お礼を兼ね、一言ごあいさつを申し上げます。

本日、橋本市議会臨時会を開催させていただきまして、市長専決処分事項の承認案件や工事請負契約の締結案件及び監査委員の選任案件について、それぞれご同意をいただきました。誠にありがとうございました。

今臨時会におきまして、議長に井上勝彦さま、副議長に山田哲弥さまがそれぞれ当選をされました。また、各委員会委員の選任等が行われ、各委員長が誕生いたしました。橋本市議会の新しい組織が確立され、いよいよ議会がスタートいたしました。どうか皆さま方よろしく願いをいたします。

本市が抱えている課題は、まだまだたくさんございます。私は、これらの難題に果敢に取り組んでまいり決意でございますので、今後とも議員各位の絶大なるご指導ご鞭撻をお願い申し上げます。お礼を兼ね、閉会のごあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長(井上勝彦君)これにて、平成23年5

月橋本市議会臨時会を閉会いたします。ご苦
労さまでございました。

(午後 3 時 5 分 閉会)